

相模原市農業委員会第23回会議議事録

開 会 日 時 令和3年1月29日 午後1時40分

閉 会 日 時 令和3年1月29日 午後2時40分

開 催 場 所 市役所第1別館1階 第2会議室 他

出 席 委 員 (印)

	西 山 和 秀		市 川 忠 孝		藤 村 達 人
	八 木 拓 美		小 林 康 史		高 橋 三 行
	關 山 富 雄		齋 藤 憲 一		天 野 明
	古 木 清		菱 山 喜 章		加 藤 正 博
	江 藤 昭 利		八 木 健 一		
	阿 部 健		金 井 睦		
	渋 谷 利 雄		榎 田 和 子		

出席委員 18名

欠席委員 0名

傍聴人 0名

事 務 局 齊藤ますみ 鈴木和夫 伊藤和彦 松浦毅 濱端雄高 齊藤綾子
加藤敬

議事録署名人 議 長

議席5番

議席6番

会議に付した事件

日程	番号	件名
1		会務報告
2	議案第64号	農地法第3条の規定による許可申請について
3	議案第65号	農地法第4条の規定による許可申請について
4	議案第66号	農地法第5条の規定による許可申請について
5	議案第67号	農用地利用集積計画の決定について
6	議案第68号	農用地利用集積計画の決定について
7	議案第69号	農用地利用配分計画の作成について
8	報告第57号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
9	報告第58号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
10	報告第59号	非農地証明書の発行について
11	報告第60号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
12	報告第61号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

その他 相模原市賃借料情報について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため委員が一堂に参集することが困難であることから、Web会議により議事の審議を行い合議体としての意思決定を行った。

議事の内容 次のとおり

議長（八木会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第23回総会を開催いたします。

初めに、出席委員の確認を事務局次長にいたさせます。

事務局（鈴木次長）

（議席順に各委員の出席を確認）

議長（八木会長）

ただいまの出席委員は18名で定足数に達しております。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、5番江藤昭利委員、6番阿部健委員を御指名いたします。

日程1 会務報告

議長（八木会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

事務局（鈴木次長）

それでは、事務局から補足をさせていただきます。

その他のところにあります、かながわ農業サポーターについてでございますけれども、相模原市農協の研修講座や中高年ホームファーマーの研修を受けた方等がこの制度を利用しまして、こちらは遊休農地の解消あるいは新規就農者の促進の視点で取り組んでいる県の事業でございます。今後、新規参入を図っていく方が、農業サポーターの認定を受けて新規就農者となっていくものでございます。

今年度につきましては、相模原市の農地で耕作を希望する方、いわゆる本市にお住まいの方になりますけれども、本庁地域で4名、津久井地域で1名が申請をされております。それぞれ、今後3年から5年の中で、販売目標額50万円以上とか、あるいは耕作面積としては10アールから30アールぐらいの中でやっていくなど計画を出しているものです。

委員会のメンバーとしては、神奈川県県政総合センター農政部農地課、相模原市農協、神奈川つくい農協、市農政課、農業公社と農業委員会で、農業委員会につきましては私がメンバーになっておりまして、営農計画を確認させていただいています。そして、認定されれば、相模原市に新規就農者として申請をして、利用権の設定などを行って耕作をしていくというものでございますので、その旨、補足させていただきます。

議長（八木会長）

今、事務局から補足もありましたけれども、これについて何か御発言がございましたら、お願いいたします。

16番（藤村委員）

今の件ですけれども、農業委員会だけではなくて、農政課も認知、関与しているわけですね。

事務局（鈴木次長）

先ほど申し上げましたが、認定委員会は、県政総合センター農政部農地課と農業公社、両農協、農政課、農業委員会が主なメンバーになっています。

16番（藤村委員）

了解です。

議長（八木会長）

ほかによろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、以上で「会務報告」を終わります。

日程2 議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程2 議案第64号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松浦所長）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-1009から3-1011は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和3年1月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、津久井事務所管内の3件につきまして御説明いたします。2ページから4ページを御覧ください。

收受番号3-1009は、緑区青野原に住む譲受人が、緑区青野原に住む譲渡人の所有する農地を財産整理し、営農を継続するため、所有権を受けるための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、青野原の畑、2筆、1,009㎡です。今後の作付は、小松菜等露地野菜及び柿の栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、現在、本人の経営農地の記載はありませんが、当該地を含めて、本家である譲渡人の農地を適切に管理していることを確認しており、後ほど提出いたします議案第67号の利用権設定を受けることにより、下限面積要件の2,000㎡以上を満たすこととなります。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が300日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

次に、收受番号3-1010は、3-1009と同様、緑区青野原に住む譲受人が、同じく緑区青野原に住む譲渡人の所有する農地を財産整理し、営農を継続するため、所有権の移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。申請地は、青野原の畑、7筆、1,797㎡です。今後の作付は、柿、栗、露地野菜の栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地3筆、551㎡を全て適切に管理されていることを確認しており、当該地の取得により、下限面積要件の2,000㎡以上を満たすこととなります。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が220日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、收受番号3-1011は、前2件と同様、緑区鳥屋に住む譲受人が、緑区青野原に住む譲渡人の所有する農地を、財産整理した上で、営農を継続するため、所

有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は3ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、青野原の畑、1筆、813㎡です。今後の作付は、ジャガイモ等の露地野菜の栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地16筆、9,424.59㎡全て適切に管理されていることを確認しており、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が300日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しております。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

以上で説明を終わります。

事務局（鈴木次長）

続いて、私から、繰り返しになりますが、補足をさせていただきます。

ただいま3件をそれぞれ別々に説明させていただきましたけれども、この3件、3人の譲受人の長男が譲渡人の夫となります。その長男である夫が亡くなりまして、妻と子に相続がなされましたけれども、亡くなった長男の弟妹に所有権移転をして、当該農地の営農を継続していくものです。3-1009と1010の耕作面積については、ゼロまたは551㎡となっておりますけれども、兄弟全員で本家の農地で従事しております、その点につきましては、地区担当の推進委員にも確認しております。

以上です。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

収受番号3-1009から3-1011については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

2番（八木委員）

順を追って説明させていただきます。収受番号3-1009、案内図の ですが、こちらは国道と旧道の間にある農地部分なんですけれども、今回見てきた際にも、問題なく耕作されておりました。

それから、案内図の について、こちらは国道沿いなんですけれども、現在もコマツナなどが植えられており、きれいに、問題なく耕作されておりました。

続きまして、3-1010、こちらも筆数が多いんですけれども、ほぼ1枚の畑になっています。果樹を植えるということで、耕うん、整地がされて、春に向けて開始すると伺っております。1か所だけ、道を挟んだ隣側の農地になるんですけど、そちらも問題ありませんでした。

そして最後に、3-1011に関しまして、こちらは国道沿い、青野原ふれあい農園の正面になりますね。国道沿いで、入ったところには堆肥小屋みたいな形で資材が置いてあるようなところがあるんですけど、その後ろについては、完全に畑として、現在もきれいに耕作されておりました。

以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（八木会長）

それでは、これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第64号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程2 議案第64号については、原案のとおり決定いたしました。

日程3 議案第65号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程3議案第65号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松浦所長）

それでは、5ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第65号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-1005は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和3年1月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6ページを御覧ください。

收受番号4-1005は、申請人が所有する緑区川尻の農地、4筆、2,977㎡を仮設駐車場として一時転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。農地区分は農用地区域内農地です。申請理由といたしましては、申請人は隣接地でカタクリの里を毎年開園しており、来園者用仮設駐車場として一時転用するための申請です。台数にあっては、大型バスが5台、普通車が88台、合計93台になります。転用期間は、許可日から令和3年6月15日までの約4か月間です。転用期間終了後は、カボチャ、マクワウリ、コスモスの作付を行う計画です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、隣接地への土留め策として、単管パイプ柵及び鋼板を設置する計画で、雨水は敷地内浸透とする計画です。申請地は広田小学校の南西約370mです。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号4-1005については、城山地区担当委員さん、お願いいたします。

11番（齋藤委員）

1月21日に現地を調査いたしました。これは例年、申請が入っているんですけど、カタクリの里を経営している方が、開園時に畑部分を仮設の駐車場に一時転用して使うということで、見に行ったときは、段取りというか、そういうような形で、耕作物等は特にないような状況でございました。いずれにしても、問題ないと思いますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（八木会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第65号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程3議案第65号については、原案のとおり決定いたしました。

日程4 議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程4議案第66号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松浦所長）

それでは、7ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-1043から5-1046は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和3年1月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、8ページから10ページを御覧ください。

收受番号5-1043は、譲受人の藤和ハウジング株式会社が、譲渡人の所有する緑区中野の農地、2筆、257㎡の所有権移転を受け、貸店舗駐車場に転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。申請理由は、不動産業を営んでおり、隣接する自社所有の貸店舗の駐車場として整備し、一体として賃貸するためです。農地区分は第3種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロックを2～3段積み及び木板を設置し、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透で処理する計画です。申請地は相模原赤十字病院の南約40mです。

続きまして、收受番号5-1044は、借受人の株式会社竹中土木が、貸出人の所有する緑区長竹の農地、5筆、1,503㎡を賃借権の設定により借受け、宿舍及び駐車場として一時転用するための申請です。農地区分は第2種、第3種農地です。申請理由は、リニア中央新幹線津久井トンネルほか新設工事に係る宿舍及び駐車場として一時転用し、使用するための申請です。一時転用期間は、農地への復元期間を含め、許可日から約5年5か月の計画です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、敷地の外周に土留め鋼板を設置し、雨水については敷地内浸透、汚水については、公共下水道に接続して処理する計画です。申請地は串川小学校の南西約250mです。

続きまして、收受番号5-1045は、借受人の株式会社竹中土木が、貸出人の所有する緑区長竹の農地、1筆、595㎡のうち558㎡を賃借権の設定により借受け、駐車場として一時転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は7ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、リニア中央新幹線津久井トンネルほか新設工事に係る作業車両等の駐車場として一時転用し、使用するための申請です。一時転用期間は、農地への復元期間を含め、許可日から5年5か月の計画です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、土留め鋼板を設置し、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透で処理する計画です。申請地は串川中学校の北東約70mです。

続きまして、收受番号5-1046は、譲受人の合同会社明日が、譲渡人が所有する

緑区長竹の農地、1筆、287㎡の所有権移転を受け、運営している介護事業所で屋外活動の敷地として拡張し、転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、介護サービス業を営んでおり、現在、通所している高齢者のレクリエーションの場として、ガーデニングなどの屋外活動を行うために敷地拡張をする申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存のコンクリートブロック擁壁を利用するとともに、丸太柵を設置し、雨水については、敷地内浸透で処理する計画です。申請地は串川中学校の南約970mです。

以上で説明を終わります。

事務局（鈴木次長）

続いて、私から、役員会で説明した内容について、何点か補足をさせていただきます。

まず、5-1043についてですけれども、敷地計画についてです。案内図の5ページを御覧ください。申請地の上側にある店舗がありまして、その駐車場として使用するもので、現在のスペースは、店舗の隣、地図だと右側になりますが、国道から縦長の部分となっていて、3台分のスペースでありますことから、隣接地に駐車場を確保するものです。

続いて、5-1044と1045については、計画概要についてになります。リニア中央新幹線の工事の施工が進んできており、必要となるものでございまして、5-1044につきましては、案内図の6ページを御覧いただければと思いますが、計画地の間に道が入っておりまして、2つに分かれた形になっております。左側では宿舎1棟と発生土、右側では宿舎1棟と18台分の駐車スペースを確保する計画となっております。

5-1045につきましては、案内図の7ページになりますが、地図上の許可済み地は、昨年7月の総会での許可案件でございまして、今回の申請は、ここで地権者の了承が得られたことから、13台分の駐車スペースを確保する計画でございまして。なお、許可済み地の一時転用の工事は完了しておりまして、2棟の宿舎は24時間交替制の勤務体制となりまして、駐車スペースが必要となるものでございまして。先ほども説明させていただいておりますが、2案件とも、外周は土留め鋼板、砕石敷きによる敷地内浸透でございまして。

以上です。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5-1043については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

12番（菱山委員）

1月22日に現地調査をしてきました。事務局の説明のとおり、何ら問題はないと思いますけど、国道から入って2mぐらいちょっと高くなる畑なので、その雨水の流れだけ、ちょっと気をつけていただければなと思います。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（八木会長）

收受番号5-1044から5-1046については、津久井地区担当委員さん、お願

いたします。

9番（市川委員）

1月24日に現地を見てまいりました。現地は、国道412号の串川橋から川沿いに入りまして、少し行ったところにあります。ここは以前から水田ということですが、現地は休耕地になっていて、何も作られていませんでした。

5-1044なんですけれども、水田は、ちょうど境界が水路と石垣によって区切られているような構造になっていました。周りも休耕地ということで、事務局の説明どおり、問題ないと思います。

続きまして、5-1045ですが、審議いただきまして許可済みになっているところが両サイドでございます。その真ん中のところを、地主さんと交渉して、今回、一時転用ということで、あまり問題ないのではないかと思います。よろしくをお願いします。

続きまして、5-1046なんですけれども、ここは長竹の南のほうに当たる場所なんです。国道が入って、少し行ったところにあります。介護サービスを営んでいるということで、通所の介護事業所ということで、この場所の周りは休耕地があって、敷地拡張ということで、あまり問題ないのではないかと思います。御審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（八木会長）

それでは、これより質疑に入ります。

17番（高橋委員）

リニアに関する場所なんですけれども、5年5か月賃貸借を行い、その後、農地として復元しますよと。今聞いたら、砂利敷きであるということですが、その残土などは、きれいに処理して畑に戻しますよという確約も取れているんでしょうか。

事務局（伊藤担当課長）

書類としても、農地に復元するというので、きちんと確約は取ってあります。

17番（高橋委員）

了解しました。

議長（八木会長）

ほかにはございますか。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第66号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程4議案第66号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第67号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程5議案第67号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、11ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第67号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号2-180から2-182及び2-1086から2-1088は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和3年1月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、12ページから14ページを御覧ください。案内図は9ページを御覧ください。

本議案は、地権者と耕作者との相対での利用権設定をするものです。件数は3件、6筆、3,840㎡です。

本庁分は以上です。

事務局（松浦所長）

それでは続きまして、津久井事務所管内の3件につきまして御説明いたします。初めに、案内図は10ページを御覧ください。

整理番号2-1086は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。契約期間は7年11か月、件数は1件、1筆、面積は1,012㎡でございます。

次に、案内図は11ページを御覧ください。

整理番号2-1087は、営農を継続するため、利用権の設定をするものです。契約期間は3年11か月、件数は1件、3筆、面積は1,465㎡です。こちらについては、先ほど議案第64号3条許可で御決議いただいた1,009㎡と合わせ、2,000㎡を超えることとなります。

次に、案内図は12ページを御覧ください。

整理番号2-1088は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。契約期間は2年11か月、件数は1件、1筆、面積は1,008㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

16番（藤村委員）

2-180から2-182、先ほどの青野原の話と近いんですが、借手のこれまでの耕作面積が132㎡。これから借りて面積を広げようということらしいんですけども、実際のところ、実力といたしますか、どんな状況がお知らせください。

事務局（鈴木次長）

12ページ、13ページの2-180から182については同じ借受人になるわけですが、面積が132ということでしたが、この方は平成25年11月か

ら新規就農者となっております、この利用権につきましては、改めて契約を行うものになっていきます。制度上の話をさせていただきますと、2か月前に2,000㎡という下限面積の話をさせていただいていましたけれども、同時期に、国からも改めて、新規就農者の利用を促進する観点から、利用権の設定に当たっては、下限面積要件を満たさなくても可能という通知も来ておりますので、そこは参考にお伝えさせていただきます。

16番（藤村委員）

話は分かりましたけど、未来形として2,000を超えるということですが、できれば、実際に農家としてやっていけるかどうかという話を聞いたかったですけどね。ただ、平成25年からやっているということであれば、これまでの耕作面積が132㎡って、参考にならないですね。

事務局（鈴木次長）

そうですね。利用権の設定に当たっては、改めて契約を行うということで申請をされているものですので、これまで、実際にきちんとやっていると同っております。

16番（藤村委員）

はい、了解です。

1番（西山委員）

この方は、昨年度から私のところへ田んぼの研修に来ております。本家の田んぼを一反お借りするというような話を聞いておりました、田んぼを1年間見ておりました、しっかりやっておりますので、その点は大丈夫だと思います。

以上です。

議長（八木会長）

ほかによろしいでしょうか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第67号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程5議案第67号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 6 議案第 6 8 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程 6 議案第 6 8 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、15 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 6 8 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 2 - 1 8 3 から 2 - 1 8 4 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 3 年 1 月 2 9 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、16 ページを御覧ください。案内図は 1 3 ページ、1 4 ページを御覧ください。

整理番号 2 - 1 8 3 から 2 - 1 8 4 は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、相模原市農業協同組合の仲介により、農業者に貸し出す農地を借り入れるため、利用権の設定を受けるものです。件数は 2 件で、4 筆、面積は 3, 3 3 1 m²です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 6 8 号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程 6 議案第 6 8 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第69号 農用地利用配分計画の作成について

議長（八木会長）

続いて、日程7議案第69号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、17ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第69号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号2-84から2-85は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により令和3年1月6日付けで相模原市農業協同組合代表理事組合長から意見を求められたので同意するものとする。令和3年1月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、18ページを御覧ください。案内図は13ページ、14ページを御覧ください。

整理番号2-84から2-85は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すことについて、相模原市農業協同組合から、利用配分計画案の作成に関する意見を求められています。件数は2件で、4筆、面積は3,331㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

よろしいですか。

質疑なし

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第69号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程7議案第69号については、原案のとおり決定いたしました。

**日程 8 報告第57号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明に
ついて**

**日程 9 報告第58号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地
利用状況の報告について**

日程10 報告第59号 非農地証明書の発行について

**日程11 報告第60号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報
告について**

**日程12 報告第61号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告に
ついて**

議長（八木会長）

続きまして、報告案件に移ります。

日程8報告第57号から日程12報告第61号について、御発言がございましたら、お願いいたします。

事務局（鈴木次長）

それでは、先に事務局から補足説明をさせていただきます。

25ページを御覧ください。

解除条件付法人からの農用地の利用状況報告についてでございます。25ページの表の一番上の欄ですけれども、サツキについての備考欄のところに、作付失敗ということがございます。役員会でも確認がありましたけれども、改めて法人に確認をさせていただきました。天候や時期等によるものではないと思われるとのことで、根が生えた状態のものではなくて、挿し木から行っているため、難しいということです。今後は、引き続き試行錯誤していくということでございますけれども、苗木も追加をしていくことや、また、違う品種も考えていくと伺っております。

以上です。

議長（八木会長）

鈴木次長から、補足説明をいただきました。

日程8から日程12の中で御発言がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、以上で日程 8 報告第 5 7 号から日程 1 2 報告第 6 1 号を終わります。

その他

議長（八木会長）

続いて、その他ですが、相模原市賃借料情報について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（加藤主査）

それでは、相模原市賃借料情報について御説明させていただきます。別途配付されてございます総会その他資料を御覧ください。

農地法第52条及び全国農業会議所の賃借料情報提供の手引きにより、農業委員会において、農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう、地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供することとなっております。

これに伴い、毎年1月から12月までに締結された賃貸借における賃借料の水準について、田畑別に、平均額、最高額、最低額などについて公表するものです。

この情報は、昨年1年間に実際に締結された賃貸借契約の賃借料を抽出し、全国農業会議所の手引きに従って作業を行ったものです。

賃借料情報の信頼性を確保するために、手引きのとおり、全賃貸借契約の平均の1.7倍を超える著しく高額なまたは0.3倍に満たない著しく低額なデータは特殊取引として除外しております。

また、本市では、県公社や市農協仲介の賃貸借の多くは、一律㎡当たり5円です。

本市では当契約が多く、集計に入れますと、毎年、10アール当たり5,000円程度になり、実際に当事者間で賃貸借契約をする際の参考にならないため、除外しています。

なお、昨年までは㎡当たり5円の除外の対象は市農協仲介のみとしていましたが、昨年4月の円滑化事業と中間管理事業の一体化に伴い、県公社仲介、市農協仲介ともに、㎡当たり5円の契約は除外の対象としました。

1の田の部については、データが2件で、公表すべき基準に満たないため、公表なしとなっております。

なお、令和元年の平均額が6,700円、最高額が10,100円、最低額が4,900円でした。

続きまして、2の畑の部については、平均額は7,500円、最高額は13,300円、最低額は2,900円で、令和元年と比較しまして、平均額が500円上がり、最高額が700円下がり、最低額が同額となっております。

なお、この金額はあくまでも目安であるため、実際の契約に際しては、当事者間で十分に話し合いをして決めていただくこととなります。

また、この情報の公開方法につきましては、農業委員会の窓口閲覧、相模原市のホームページでの公開により、広く情報提供を行う予定です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明について、御発言がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、以上でその他を終わります。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第23回総会を終了いたします。